	総務政策委員会記録
開会年月日	平成 27 年 12 月 18 日
開会時刻	午前 9時58分
閉 会 時 刻	午前 10 時 56 分
出席委員名	◎福井 輝夫 ○野崎 隆太 鈴木 豊司 吉井 詩子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 工村 一三
	世古口新吾
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木 豊司 吉井 詩子
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第 106 号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算(第 5 号)中 総務政策委員会関係分
	議案第 113 号 伊勢市行政不服審査会条例の制定について
	議案第114号 伊勢市防災センター条例の制定について
	議案第 115 号 教育長の給与等に関する条例等の一部改正について 中 総務政策委員会関係分
	議案第 116 号 伊勢市市税条例の一部改正について
	議案第 119 号 伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の 一部改正について
	議案第 120 号 伊勢市火災予防条例の一部改正について
	議案第 131 号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指 定について
	議案第 132 号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について
	議案第 133 号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定につい て
	請願第7号 安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制 整備法)の廃止を求める意見書提出についての請願
参 考 人	岩崎晋作、松井高純、杉本順子
説明者	総務部長、総務課長、職員課長
	危機管理部長、危機管理課長
	消防長、消防次長ほか関係参与

審査の経過

福井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に鈴木委員、吉井委員を指名した。

直ちに議事に入り、初めに「平成27年 請願第7号安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書提出についての請願」を議題とし、参考人として請願者が出席し、意見聴取、質疑の後、賛成少数をもって不採択にすべしと決定した。

次に「議案第106号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算(第5号)中 総務政策委員会 関係分」、「議案第113号 伊勢市行政不服審査会条例の制定について」、「議案第114号 伊 勢市防災センター条例の制定について」、「議案第115号 教育長の給与等に関する条例等 の一部改正について 総務政策委員会関係分」、「議案第116号 伊勢市市税条例の一部改正 について」、「議案第119号 伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正 について」、「議案第120号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」、「議案第131号 伊 勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第132号 伊勢市矢 持会館の指定管理者の指定について」、及び「議案第133号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指 定管理者の指定について」の以上10件について審査し、いずれも全会一致をもって可決 すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定し 委員会を閉会した。なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午前 9時58分

◎福井輝夫委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより、会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、鈴木委員、吉井委員の御両名を指名します。

本日、御審査いただきます案件は、去る12月7日及び14日の本会議におきまして、総務 政策委員会に審査付託を受けました11件であります。

案件名については、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書提出についての請願】

それでは議事の都合上、最初に「平成27年請願第7号 安全保障関連2法 国際平和支援 法 平和安全法制整備法の廃止を求める意見書提出についての請願」を御審査願います。

本日は、参考人として、請願第7号の請願者、岩崎晋作さん、松井高純さん、杉本順子 さん、以上3名の御出席をいただいております。

この際、委員会を代表いたしまして、請願者に一言御あいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

請願の審査については、最初に請願の代表者から5分以内で請願趣旨の説明、及び意見をいただいた後、委員の皆さんから、請願者に対して質疑を行うこととしております。

それでは、請願者から請願第7号についての御意見をお願いいたします。

松井さん、お願いします。

●松井高純参考人

請願者を代表しまして、参考人としての意見を述べさせていただきます。 松井です。よろしくお願いします。

日本政府は、これまで一貫して、憲法 9 条のもとにおける自衛権の行使は、我が国に対する急迫、不正の侵害があり、これを排除するために、他の適当な手段がない場合に、必要最小限度のものに限って許容されるものであって、我が国が直接武力攻撃を受けていない場合に問題になる、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきました。

ところが、安倍、自公政権は私的な会合にすぎない安保法制懇に集団的自衛権行使容認の答申を出させた後、昨年7月1日の閣議決定によって集団的自衛権の行使は憲法違反でないと決めてしまいました。

そしてその解釈の上に立って、本年9月19日には、衆議院本会議で安全保障関連法、合計11本を強行採決してしまいました。

これに対して、日本中ほとんどの憲法学者や、何人もの元内閣法制局長官や元最高裁判事などが憲法違反だと指摘しています。その批判に対して、安倍政権は、ひとつ、砂川事件の最高際裁判決と、2、72年の政府見解、これを合憲の根拠として、主張してきました。

しかし、砂川判決は、米軍の駐留は違憲ではない。と判断したもので、集団的自衛権については、反対しているものではございません。

また、政府の72年見解は、集団的自衛権の行使は許されないと、最終的に結論づけており、全く合憲の根拠にはなり得ないものです。

成立したとされる安全保障関連法案は、明らかに憲法9条違反です。憲法98条には、この憲法の上記に反する法律は、途中省略して、その効力を有しないと明記されております。 よって、安全保障関連法案は、無効と言えます。

この安保安全保障関連法案によって、さまざまな、分野で憲法に、違反する武力行使が可能になる、そういう危険性があります。その一例としては、2001年や2003年のテロ特措法、またイラク特措法にあった、非戦闘地区という歯止めをなくしてしまいました。

そして現に戦闘が起こっている戦闘現場以外なら、いつ戦闘が起こってもおかしくない、

そういう地域でも、自衛隊が後方支援して、武力行使する、そういう可能性があります。

また、PKOで国連治安活動、そういう分野、また、治安支援部隊のように、国連が統括しない、支援活動においても、武力行使の管制が指摘されております。

また、一番の問題は、集団的自衛権、行使の問題です。

政府は、新三要件で歯止めがあるから問題はないというふうに言ってますけども、この 新三要件というのは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これに より、我が国の存立が脅かされ、国民の命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される 明白な危険があること、というふうに書いてあります。

その他、あと2と3がありますけど、時間的にちょっと省略します。

ところが、この条件は非常に危ういものでありまして、例えば、石油を確保するために、 ホルムズ海峡が機雷封鎖された場合も例に上げられたりしております。

そしてまたそのときの政府がさまざまな解釈によって、可能になるという、非常に具体性に欠けるものであります。そして、そもそも自国が暴力攻撃を受けていないのに、こういう自衛を理由に武力行使することはそもそも国際法で違法とされている先制攻撃にあたります。明らかに憲法9条違反です。

こういうふうにですね、憲法9条に違反する、この安全関連保障はいったん廃止して、 出直すべきであると考えます。

伊勢市は昨年7月9日に意見書を決議し、内閣に提出しております。

その文の中に、そもそも憲法は国民を守ることを第一義として、国家権力を厳格に拘束 するものであり、立憲主義の原則であります。

その時の政権による解釈によって変えられるものであれば、憲法が憲法でなくなってしまうと、指摘しておりました。まさにそのとおりです。

そういうことで再び、市議会が良識を発揮して、憲政の神様と呼ばれた尾崎行雄の憲政 尊重の伝統をまた引き継いでいただきますよう、そして意見書を提出していただきますよ う、よろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ありがとうございました。

ただいま請願者から御説明いただきましたが、委員の皆様から、請願者にお聞きしたい ことはございませんか。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

一点だけお聞かせをいただきたいと思います。

この請願事項の廃止を求める理由ですね、これは、先ほども御説明もありましたけども、確認をさせていただきたいんですけども、憲法に抵触している可能性がある、もしくは憲 法違反だと考えているから、廃止にするべきではないかという、そういう、御意見でよろ しかったですか。

◎福井輝夫委員長 はい、松井さん。

●松井参考人

はい。そのとおりですね、立憲主義といいますのは憲法に基づいて、政治を行う根本ルールです。この憲法9条違反の立法は、明らかに無効であると。

そういう無効をそのまま是正しないで、政治を続行することは、立憲主義を破壊することになって、これは認めることはできないということで、意見書でもですね、述べているように、廃止に向けて努力をしていただきたいということです。

◎福井輝夫委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

はい、結構です。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

他に御意見ございませんでしょうか、お聞きしたいこと、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

それでは御発言もないようですので、請願者に対しての質疑は終わります。

請願者におかれましては、貴重な御意見を述べていただきまして本当にありがとうございました。

ただいまいただきました御意見については、審査に反映してまいりたいと思います。 以上で請願者は、退席いただきますように、お願いいたします。 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)

(再開 午前10時10分)

◎福井輝夫委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

平成27年請願第7号につきましては、いかがお取り計らいいたしましょうか。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

紹介議員として、是非この重要な課題について、伊勢市議会として、先ほど請願人がおっしゃったように良識を発揮する意味でも、採択していただきたいと思います。

来年の4月にはですね、この法が施行されるということで、今なら法律の発動ができないわけなんですけども、南スーダンのPKOなどでですね、現実的に日本がいよいよ戦争に参加していくのか、というような際にある現状ですので、一刻も早くこの請願については、採択していただき、意見書を上げる方向にしていただくことを望みます。

◎福井輝夫委員長

今、黒木委員から、お言葉もございましたが、この件につきまして、採決という形で、 進めてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

お諮りします。

「平成27年請願第7号 安全保障関連2法 国際平和支援法 平和安全法制整備法の廃止を求める意見書提出についての請願」について、

討論を行います。討論はございませんか。

◎福井輝夫委員長

反対の方から、副委員長。

○野崎隆太副委員長

「請願第7号安全保障関連2法 国際平和支援法 平和安全法制への廃止を求める意見書の提出についての請願」について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

先ほど、御質問でも確認をさせていただきましたように、請願人の趣旨は憲法違反もしくは憲法違反の可能性が高いから廃止をしていただきたいというような趣旨でございました。

先日、夫婦別姓の話で、最高裁が違憲判決かどうかという話で、大変な世論を二分するような議論もございましたけれども、本来的には市議会には憲法の審査の違憲かどうかというような、権限は私はないと思っております。

法律が制定された後に、もしこれ審査をされるんであれば、裁判所もしくは最高裁判所の判決をもって違憲かどうかと、されるべきではないかと、我々が違憲かどうかというような審査をするのは、本来不適切であると考えております。

以上の理由から、この請願第7号に関しては、議会での採択は、されないように皆様に もお願いを申し上げまして、請願への反対の討論とさせていただきます。

◎福井輝夫委員長

続きまして、賛成の討論。黒木委員。

○黒木騎代春委員

私はこの請願に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

3点にわたって、賛成の理由を申し述べます。

本請願に対する賛成の第1の理由は、安全保障関連2法は、国会で強行成立させられた 上、集団的自衛権の行使を可能とするもので、日本国憲法第9条を真っ向から蹂躙するも のだと考えます。

それは請願趣旨においても、歴代の自民党政権が憲法上、できないとしてきた集団的自 衛権の行使、戦闘地域での武器や燃料などを補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安 活動などを挙げ、憲法違反であることをしっかり指摘されているところでもあります。

集団的自衛権というのは、先進国が海外での権益を守るために考え出された概念であり、 アメリカの主張で国連憲章に盛り込まれたことが、この間の国会での中央公聴会でも、指 摘されております。

アメリカのベトナム戦争や旧ソ連のアフガン侵攻など、大国による軍事介入の口実とされてきた集団的自衛権の行使に日本が踏み込むことは、アメリカの無法な戦争など、国連総会で、非難決議が採択されたような国連憲章と国際法を踏みにじった先制攻撃の戦争に自衛隊が武力行使をもって参戦することにほかならず、その危険性ははかり知れません。

よって、強行成立させられた安全保障関連法、戦争法は廃止させられるべきものと考えています。

また、請願に賛成する第2の理由として、この安保法制、戦争法で可能となる米軍など への軍事支援は政府が憲法上、これまで許されないとしてきた武力行使との一体化そのも のであるからです。

日本の若者が戦闘現場に送り込まれ、殺し殺される戦闘に参加させられる。

他国の国民を殺し、みずからの命まで落とすことになる。

こんな危険な安保関連法、戦争法を廃止するのは当然です。

また、第3の理由として、今回の安保関連法、戦争法が、新ガイドラインで盛り込まれた世界規模での米軍支援をいつでもどこでも実行可能にするものであって、時の政権が客観的合理的に存立危機、または重要影響事態と判断したとされれば、アメリカの、戦争にいつでもどこでも自衛隊が参戦する道が開かれるものです。

歯止めなき危険な安保関連法、戦争法の廃止を求めるのは、当然だと思います。

現在も各界各層から反対の声が続いており、国民、市民の理解も得られていません。

多数の憲法学者を初め、歴代内閣法制局長官、最高裁元長官、裁判官のOBまでもが次々と怒りに満ちた批判の声を上げています。

憲法違反の稀代の悪法、安保関連法、戦争法を廃止すべきことを重ねて求めて、本請願への賛成の討論とさせていただきます。

◎福井輝夫委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、あと反対の意見を述べられる方ございませんか。

よろしいですか。では賛成の意見の方、西山委員。

〇西山則夫委員

請願に賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思います。

この安全保障関連2法は、与党の強行採決によって成立をいたしましたけれども、この間の流れは、先ほど説明でもありましたように、2014年7月1日の閣議決定で、解釈を変えて、この成立を見込む法案を出すということが、既定の事実になっておりましたが、いよいよ今年その法案の審議が行われ、先ほど申し上げましたように、残念ながら強行採決で成立をいたしました。

しかしながら、多くの憲法学者や法律家が違憲であるとしてきておりますし、法案成立後も世論の多くは、この法案に6割近い方がまだ反対をしているということで、認められていないと私は思っております。

法案をめぐって若いママさんグループがだれの子供も殺させないという、このアピールっていうんですか、主張は本当にすばらしいもんであると私は大いに、共鳴します。

そのとおりだと思います。

本当に子供たちのことを思えば、そういった言葉が出てくるんだろうというように理解 をしております。

この2法で日本の安全を守るということを与党は言っておりますが、私は、戦争への道を一歩踏み込んだ、としか言いようがないというように理解をしております。

悪法も法なりと言いますが、私はこの法について、未だ理解をしておりませんし、納得 しませんし、廃止を求めたい、このように思っております。

よってこの請願については、賛成していく立場であるということを表明して討論といた します。

◎福井輝夫委員長

ほか、討論に御参加の方おりませんでしょうか。

ないようですので、以上で討論を終わります。

諮りいたします。

「平成27年請願第7号 安全保障関連2法、国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止を求める意見書提出についての請願について」採択すべしと決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

◎福井輝夫委員長

はい、ありがとうございます。

起立少数であります。

よって、平成27年請願第7号は、不採択にすべしと決定いたしました。

【議案第106号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算 (第5号)中 総務政策委員会関係分】

それでは、次に「議案第106号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算第5号中総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書16ページをお開きください。

款1議会費、5款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款1議会費を終わります。

次に、補正予算書18ページをお開きください。

18ページから29ページにかけて、款2総務費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

岡田委員。

○岡田善行委員

人件費全般の話、ここでさせていただきたいと思うんですが、こちらの85ページを見て もらいますと職員手当の内容とあと時間外手当、約1億円の増額となっております。

これについては、昨年度も同程度の補正をしており、年間見込み額も昨年度決算額を上回る約3億6,500万となっております。

伊勢志摩サミットやほかの対応もあると思いますが、増額が必要となった主な原因は何かお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

職員課長。

●西山職員課長

委員御指摘のとおり、職員時間外手当について増額をさせいただいております。 昨年と同程度の補正額を計上させていただいております。

特に、今年度、主な原因といたしましては、先ほど御紹介もありました伊勢志摩サミットへの対応であったり、市政10周年への対応、それから、制度改正等々、特にマイナンバー制度への対応、等々が原因として考えております。

◎福井輝夫委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。

本年度新たな原因もあると思いますが、さまざまな行政課題を抱えている現状からしま すとね、現実的に時間外抑制は難しい課題だとは思っています。

現在の抑制について、どのような取り組みがなされているのか、お聞かせください。

◎福井輝夫委員長

職員課長。

●西山職員課長

常々、時間外の抑制につきましては、いろんな対応をさせていただいておるところでございます。

まず、代表的なものといたしましては、部単位での時間外抑制の検討会というのがございます。

四半期に1回、それぞれの所属でいろんな話し合いをしていただく。場合によっては、 連携をとって抑制をしていただく、というふうな検討をしていただいております。

また、特に時間外の多い所属につきましては、職員課によるヒアリング、ここについてはどういった原因があるんや。どうしたら、また抑制ができるということを、双方お互い協議しながら、検討させていただいとる。

あとは制度上の話ですけれども、ノー残業デーであったりとか、職場巡視等々も実施して、抑制に努めているところではございます。

◎福井輝夫委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。

昔から言われていることもあったり、また職場巡視等これからも徹底してもらわないけないこともあると思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

しかし毎年このような状況ですのでね、限界があると思うんですが、財政面のほか、今回の一般質問で世古議員が言われました、ストレスチェックの導入など労務管理面などでも心配しなければならないと思いますが、そういうことを踏まえた上での当局のほうの認識は、どのようなものかお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

職員課長。

●西山職員課長

時間外につきまして、特に労務管理面でも非常に重要な大きな課題というふうにはとら えております。 メンタル疾患であったりとか、あと身体的な心疾患、こういった原因にもなるというふ うにされております。

結果的に組織にとってはマイナスというふうな、ことにもなろうかと思います。

労務管理面につきましては、月100時間越え、それから3カ月平均に80時間越え、こういった職員につきましては、産業医による面談指導、そういったものも実施しており、さらにフォローもしているというふうな状況でございます。

◎福井輝夫委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。月100時間越え、また3カ月平均80時間越え、これ決算で野崎委員が言われたときも、こういう話が出てまいりました。

これ人数的にはある程度把握してると思うんですが、何人ぐらいいるのかお聞かせいた だきたいと思うんですが、お願いいたします。

◎福井輝夫委員長

職員課長。

●西山職員課長

平均80時間、3カ月平均80時間以上、それから1カ月100時間以上、といういわゆる面談の対象となる職員の数でございます。

本年度におきまして現時点では、トータルで106人になっております。

100時間越えにつきましては、54人、それから、3カ月平均80時間以上については、52人という状況でございます。

◎福井輝夫委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。今の数を聞くとかなりの数の人がいることがわかります。

100時間越えというとかなりの残業になってますので、こういうところは本当に早急に対応しなきゃならないと思っています。

そういうことをこれからもどんどんやっていっていただきたいと思います。

今の残業の時間で100時間、また3カ月平均80時間越えっていうことを考えますと、正規の職員の残業代というのは割高になるのは、もう皆さん御承知ですが、そう考えますと、時間当たりの業務費用、当局はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思うんですが。

職員課長。

●西山職員課長

本来ですと、就業時間内に仕事を終えて、その対価として、給与等々が支払われるというふうな、のが1番、理想とされておりますけれども、やむを得なく時間外する場合につきましては、時間外単価については、御指摘のとおり、単価割増しというふうな部分がございます。

そういった点からもですね、時間外の抑制には、努めてまいりたい、緊急に対応してま いりたいというふうには考えております。

◎福井輝夫委員長

岡田議員。

○岡田善行委員

わかりました。最後にさせていただきますが、確かにね、そういう割高も含めていろいろこうこれからもやってかないけないこと、いっぱいあると思いますので、どうかそこはよろしくお願いします。

恒常的な時間外を解消するにはね、当然、就業時間内での効率的な業務の遂行が基本的であり、そのためには、管理職員のリーダーシップによる業務改善や、職員一人ひとりの意識が重要と考えております。

それとて限界があると思っております。

職員数の削減は、これまで進めてきましたが、定員管理の基本的な考え方にもありますように、的確な業務量を把握し、今後も、もっと臨時職員や嘱託職員の利活用を含め、必要であれば、増員等も視野に取り組んでいくと思っております。

今後はサミット関係の業務が多忙になると思われますが、市制10周年やマイナンバー制度の仕事は来年については、業務量が減ると思いますので、これからは時間外の抑制に努めていただきたいと思っております。

これについては、お答え結構ですので、どうかお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言のある方ございませんか。 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款2総務費を終わります。

次に、補正予算書、38ページをお開きください。

款3、民生費のうち、項5、人権政策費を御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款3民生費を終わります。 次に、補正予算書66ページをお開きください。 款10、消防費を款一括で御審査願います。 御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款10、消防費を終わります。 次に、補正予算書82ページをお開きください。 款13、公債費を款一括で御審査願います。 御発言はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款13、公債費を終わります。 次に、歳入の審査をお願いします。 補正予算書12ページにお戻りください。 12ページから15ページにかけて、歳入を一括で御審査願います。 御発言はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、以上で歳入の審査を終わります。 補正予算書1ページにお戻りください。 条文の審査に入ります。 条文の審査は、条文一括でお願いいたします。 御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で議案第106号中 総務政策委員会関係分の審査を終わります。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

◎福井輝夫委員長

お諮りいたします。

「議案第106号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算(第5号)中 総務政策委員会関係 分」については、原案どおり可決すべし、と決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第113号 伊勢市行政不服審査会条例の制定について】

◎福井輝夫委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから3ページにかけて「議案第113号 伊勢市行政不服審査会条例の制定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第113号 伊勢市行政不服審査会条例の制定について」は、原案どおり可決すべし

と決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第114号 伊勢市防災センター条例の制定について】

◎福井輝夫委員長

次に、4ページをお開きください。

4ページから7ページにかけて「議案第114号 伊勢市防災センター条例の制定について」 を御審査願います。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお尋ねをさせていただきます。

防災センターにつきましては、先だっての本会議で一般質問もなされております。

その中でですね、この防災センターには専任の担当者を置く、それから消防の職員の協力いただきながら運営をしていくというようなお話があったかと思うんですが、具体的な管理体制とですね、市民が使用する際の流れ的なものをちょっと説明いただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

まずは防災センターの管理体制につきましてですが、防災センターのほうに職員3名程度を置きまして、管理のほうをしていきたいというふうに考えております。

そして、市民の方の使用につきましては、体験学習室につきましては、申請に基づく、 承認という形になりまして、防災研修室、多目的ホールにつきましては、申請をしていた だいて許可をするというふうな形で考えております。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

あの申請はどこへ行けば、できるんでしょうか。

◎福井輝夫委員長危機管理課長。

●山口危機管理課長

申請のほうは、防災センターのほうに事務所がありますので、そちらのほうで受付を行いたいと考えております。

◎福井輝夫委員長 鈴木委員。

○鈴木豊司委員

防災センター以外、例えば本庁で申し込みができるとか、そういう部分は、いかがです。

◎福井輝夫委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

申し込みのほうは、防災センター以外ということですが、本庁のほうにも危機管理課がありますので、そちらで受付とかというふうなこともできますし、その他についても今後検討していきたいと考えております。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとですね、一般質問答弁の中で、利用者の目標といいますか、4,000人以上というようなお話があったかと思うんですが、4,000人といいますと、月平均300人強、1日平均10人強というような状況ですよね。

市内の児童、6,700人ですか。生徒が、3,500人ぐらいみえると思うんですが、4,000人の設定、いかがなものかなと、大変少なく思うんですが、いかがなものかというように思います。

そこでちょっと聞きたいんですが、第6条をごらんいただきたいと思うんですが、使用 の不承認等という規定がございます。

ここの第2号でですね、施設の使用目的が、防災教育、地域の防災会議その他の防災に 関するものでないと認めるときは、承認許可をしないということなんですが、このことは、 防災目的以外では一切、使用の許可をしないということで理解させていただいてよろしい でしょうか。

◎福井輝夫委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

施設の利用の目的条件でありますが、条例のほうには防災教育、防災会議とありますが、 防災、全般ということで考えておりますが、いちおう目的としては防災目的ということで、 使用のほうを行っていきたいと考えております。

◎福井輝夫委員長 鈴木委員。

○鈴木豊司委員

例えばですね、議会のほうで、議会報告会を開かせてほしいとか、地域のかたで、急遽 地域での懇談会を持ちたいというようなときには、使用させないと、許可しないというこ とになりますよね。その辺どうですか。

◎福井輝夫委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

市等の使用ということもありますし、あと地域のほうが、当初予定していた、施設が使 えないということで、急遽というのもあると思いますが、一応、防災目的ということで行 っていきたと考えております。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

地方自治法にね、244条なんですが、公の施設という規定があるんですね、公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ということで位置づけをされておるんですが、この防災センターは、この公の施設に該当をすると思うんですが、その辺はいかがですか。

◎福井輝夫委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

基本的にはこの地方自治法の公の施設にはなると思いますが、設置場所が倉田山公園ということで、都市公園法等の都市公園条例に基づいて、そこから防災センター条例を定めるということで、目的としては、防災目的の使用というふうに考えております。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この地方自治法の244条の2項3項に普通地方公共団体の責務のようなものが規定されております。

それを見ますと正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないと、これ3項では、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない、という規定があるんですよね。

この部分に、そういう考え方であれば、抵触はしないですかね。

◎福井輝夫委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

防災センターの設置場所が倉田山公園といいましたが、元の土地のほうが財務省のほうから防災目的ということで借用しているということもありまして、利用については防災目的ということで、お願いしたいと思います。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

おそらくこれ補助金いただいとると思うんですが、防災目的の補助金100%で建設されたんやったら話は別になると思うんですが、おそらく一般財源、市民の税金も投入をされておるんかなというふうに思います。

それで今ですね、この公共施設の複合化ということも叫ばれておるような時代の中でですね、防災目的以外は使用させないというのが、若干いかがなものかなと思うんですが、 それはそういう考えでよろしいんですかね。

◎福井輝夫委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

施設の運用については、そのようなことも考えるかと思いますが、防災センターのほうも無料で、広く防災の目的に利用していただきたいということで考えておりまして、そこへ一般利用の利用を考えますと、他の公共施設においては有料となっておりまして、そことのバランス的なこともありますし、そういうことから当初はこのような形で行っていきたいと考えております。

◎福井輝夫委員長 鈴木委員。

○鈴木豊司委員

当然ね、有料にしてもいいと思うんです。一般の利用ができないというのは、いかがな ものかと思うんですけど、部長さんいかがですか。

◎福井輝夫委員長

危機管理部長。

●谷口危機管理部長

今回、防災センターにつきましてはですね、公園施設の中でですね、防災に特化をした体験学習施設というような形でですね、設置をさせていただくというようなことになります。ですので、基本はですね、まず防災にかかわること、それからあと地方自治法上、認められるものを、そういった例えば市の関係とか、いろいろそんなものは認められるというような形になろうかなと思います。

それで課長が言いましたようにですね、財務省のほうから土地をですね、お借りをして そこへ防災センター、それを造っているということもございまして、そちらのほうのです ね、目的外使用という形も、ちょっと抵触していくということもございまして、防災に特 化したセンターという形で考えているところでございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

平行線みたいなんですけど、今回の都市公園条例の一部改正がありまして、この施設、 公園施設という位置づけを成されておりますよね。

この防災センターは、なぜ公園施設の位置づけが必要なのか、この防災センターと都市 公園の関連性、どのように考えておるんですか。

◎福井輝夫委員長

危機管理部長。

●谷口危機管理部長

これは平成23年度から種々委員会で説明もさしていただいたところでございます。

まずあの大きくですね、防災公園ということで、消防庁舎それと都市公園、それ一体となったものが、まずは防災公園であるというな国土交通省のほうの考え方まずございます。 それから、あと公園施設のほうはですね、都市公園法に基づきまして、供用施設というような適用でございます。

それでその中で、体験学習室というふうな定義がございまして、消防とその体験学習室、

それを一体となって今回、整備させていただいたというようなところでございます。

◎福井輝夫委員長 鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この防災センターなんですが、公園施設と位置づける根拠、それを教えてもらえないですか。

○福井輝夫委員長 危機管理部長。

- ●谷口危機管理部長 都市公園法でございます。
- ◎福井輝夫委員長 鈴木委員。
- ○鈴木豊司委員公園法の、どの部分で適用。
- ◎福井輝夫委員長危機管理部長。

●谷口危機管理部長

都市公園法のですね、都市公園施設というのがまずございます。

その中で、供用施設というのがございます。あと政令で体験学習室というのがございまして、その体験学習室がですね、防災体験学習室という形で位置づけがございます。

○福井輝夫委員長 鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。先ほどですね消防庁舎とセンターが一体ということで説明いただきましたんですが、若干、産建の所管にかかわってくるかもしれませんが、これ御指摘もいただければいいかと思うんですが、この消防庁舎含めて、この施設に係る部分についてですね、その公園の区域内になるんか、区域外であるんか、その辺を教えてください。

◎福井輝夫委員長 危機管理部長。

●谷口危機管理部長

まず消防庁舎の部分ですね、庁舎と車庫棟、これについては公園区域ではございません。 体験学習室、防災センターの部分がですね、公園区域であると。そういうふうな位置づ けにいたしております。

◎福井輝夫委員長 鈴木委員。

○鈴木豊司委員

同じ一つの建物の中でですね、半分が都市公園の区域、半分は区域外、そんなんあるんですかね。公共であるものであるから、なせるわざっていうのかな、民間ではそんなこと認められないんですよね、これからそれが例になってですね、公園内に何でも建つような話になって来ないかな、その辺心配するんですけど。

◎福井輝夫委員長

危機管理部長。

●谷口危機管理部長

この件に関しましてはですね、国土交通省、それから財務省と協議をしながらですね、 このような計画にいたしております。

それで国土交通省のほうはですね、こういった使い方っていうのが全国的にもですね、 優良事例に当たるということで、協議の中ではそのようにおっしゃっておりました。

ですので、ちょうど建物の構造ですね、柱の位置のところで、公園区域とそうじゃないこれ防災センターと、消防庁舎なんですけども、そこで設定をいたしているところでございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

法的には問題ないということで理解をさせてもらうんですが、これで質問を終わるんですけど、いずれにしても市民の方が、一般利用ができないというのは、私は問題があると思うんです。その辺だけは、しっかりとこれからも、検証というか、検討もしていただきたいなというふうに思っておりますのでね、よろしくお願い申し上げ終わります。

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。 続いて、討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。 暫時休憩します。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前10時47分)

◎福井輝夫委員長

休憩を解いて再開いたします。

お諮りいたします。

「議案第114号 伊勢市防災センター条例の制定について」原案どおり可決すべしと決定 いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第115号 教育長の給与等に関する条例等の一部改正について 中 総務政策委員会関係分】

◎福井輝夫委員長

次に、8ページをお開きください。

8ページから19ページにかけて「議案第115号 教育長の給与等に関する条例の条例等の一部改正について 中 総務政策委員会関係分」を御審査願います。

当委員会関係箇所は、第1条、教育長の給与等に関する条例から第5条伊勢市公の施設 に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例になります。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。 続いて討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第115号 教育長の給与等に関する条例の条例等の一部改正について 中 総務政策 委員会関係分」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第116号 伊勢市市税条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、20ページをお開きください。

20ページから33ページにかけて「議案第116号 伊勢市市税条例の一部改正について」を 御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。 続いて討論を行います。討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第116号 伊勢市市税条例の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第119号 伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、45ページをお開きください。

45ページから47ページにかけて「議案第119号 伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1点だけお聞かせください。

この条例の施行日がですね、2月29日ということでなっておるんですが、これなぜ、3 月1日ではだめだったんですかね。

◎福井輝夫委員長

消防長。

○竜田消防長

さまざまな日を検討してまいりました。

その中で、その庁舎の機能をなるべく早く活かしたい、というところでございまして、 大きくは、通信の切りかえの日を定めてそれを目途に、条例の日とさせていただきました。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

消防本部、消防署に勤務される職員の皆さんはですね、2月29日の勤務地は楠部になるのか、神田久志本になるんか、新しいところになるんか、29日、勤務地は。

◎福井輝夫委員長

消防長。

○竜田消防長

29日から新庁舎を稼働させます。

その日をもって新庁舎で、勤務をするという形になります。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

何で聞くかといいますとね、通勤手当の問題なんですよね。

通勤手当は1キロ単位で、金額設定されておりまして、29日に新しい楠部のほうへ勤務するとなれば、1日の通勤手当どうなるんか、その辺を聞かせてください。

◎福井輝夫委員長

職員課長。

●西山職員課長

すいません。職員の通勤手当支給に関することで、こちらからお答えをさせていただき たいと思います。

職員の通勤手当につきましては規則によりまして、変更が生じた場合は、その翌月の支給から、その金額を変えていくということになっておりますので、そのような対応で進めてまいりたいと思います。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。よろしいですか。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。失礼しました。

◎福井輝夫委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第119号 伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第120号 伊勢市火災予防条例の一部改正について】

次に、48ページをお開きください。

48ページから128ページにかけて「議案第120号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第120号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第131号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について】

◎福井輝夫委員長

次に、154ページをお開きください。

154ページから155ページにかけて「議案第131号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。 続いて討論を行います。討論はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。 お諮りいたします。

「議案第131号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第132号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について】

◎福井輝夫委員長

次に、156ページをお開きください。

156ページから157ページにかけて「議案第132号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。 続いて討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第132号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」原案どおり可決すべしと 決定いたしまして御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第133号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について】

◎福井輝夫委員長

次に、158ページを開きください。

158ページから159ページにかけて「議案第133号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。 続いて討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第133号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。 それではこれをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 10時56分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員